

助成対象経費

研究開発・試作等に要する経費であって、下表に該当するものが対象です。なお、消費税及び地方消費税を除きます。

経費区分	細目	助成対象経費の内容
技術開発費	開発事業費	共同研究費、原材料費、消耗品費、機械装置又は工具器具の購入・製造・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費
	開発委託費(※)	技術開発事業の一部を委託する経費、外注加工費
技術調査費	調査事業費	技術調査費、特許調査費、市場調査費、技術波及調査費、試験分析費、展示会出展経費
事務費	活動費	企業への謝金・旅費、共同研究機関への謝金・旅費、外部有識者等への謝金・旅費
	事務費	資料購入費、印刷製本費、運搬費、翻訳料、会議費
	その他	上記に掲げるもののほか特に必要と認めるもの

(※) 開発委託費は、技術開発費の2分の1以内とします。

【助成対象経費に係る留意事項】

- ・ 交付決定日より前に発注、契約、支出を行った経費や助成事業実施期間外に始期又は終期がある契約に係る経費は助成対象外です。例外的に大学又は公設試験研究機関との共同研究については、交付決定前に契約を結んだものも助成対象とします。ただし、助成対象金額は、契約金額を契約期間の日数で日割りし、交付決定日から共同研究終了日(又は助成事業完了日のいずれか早い日)までの経過日数に応じて算定した金額とします。
- ・ 直接人件費に相当する経費は助成対象外です。
- ・ パソコン購入費や電話代等の通信費、出張に伴うガソリン代等、その用途に汎用性が認められる経費は助成対象外です。
- ・ 振込手数料・代引手数料は助成対象外です。ただし、覚書や請求書等の記載により、両者が合意の上、取引価格の内数としている場合は除きます。
- ・ 特許調査は、出願費用(いわゆる「出願前調査」「審査請求前調査」)、中間手続費用(拒絶理由通知への対応費用)、設定登録費用とします。
- ・ 「展示会出展経費」は、助成金によって、新たに開発した試作品等を出展する場合のみ対象とし、本格的な販売活動につながる出展経費は助成対象外です。
- ・ 国又は地方公共団体等から交付されている補助金等が充当される経費や国又は地方公共団体等の補助金等の対象経費として申請しているものを助成金の申請における助成対象経費に計上することはできません。
- ・ 上記のほか、飲食・娯楽・接待等の費用などの社会通念上、公的な助成金として交付することが不適切と認められる経費は助成対象外です。